

国立研究開発法人森林研究・整備機構業務方法書

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
 - 第 2 章 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習
 - 第 1 節 試験及び研究並びに調査（第 3 条～第 24 条）
 - 第 2 節 分析及び鑑定（第 25 条～第 29 条）
 - 第 3 節 講習等（第 30 条・第 31 条）
 - 第 3 章 標本の生産及び配布（第 32 条～第 34 条）
 - 第 4 章 林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布並びにこれらに関する調査及び研究、講習並びに指導
 - 第 1 節 林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布（第 35 条～第 37 条）
 - 第 2 節 林木の育種事業等に関する調査及び研究（第 38 条・第 39 条）
 - 第 3 節 講習及び指導（第 40 条・第 41 条）
 - 第 5 章 多摩森林科学園の開園（第 42 条）
 - 第 6 章 水源を涵養^{かん}するための森林の造成（第 43 条～第 54 条）
 - 第 7 章 森林保険（第 55 条～第 58 条）
 - 第 8 章 試験研究等及び調査研究に係る業務委託の基準（第 59 条～第 68 条）
 - 第 9 章 水源林造成業務に係る業務委託の基準（第 69 条）
 - 第 10 章 森林保険業務に係る業務委託の基準（第 70 条・第 71 条）
 - 第 11 章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第 72 条・第 73 条）
 - 第 12 章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、森林研究・整備機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（第 74 条～第 89 条）
 - 第 13 章 雑則（第 90 条・第 91 条）
- 附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）の行う業務の方法についての基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 森林研究・整備機構は、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布、水源を涵養^{かん}するための森林の造成等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与し、もって林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資することの公共的重要性にかんがみ、研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に向けて、関係機関と緊密な連携を図ることにより、その業務の効率的かつ効果的な運営を期するものとする。

2 森林研究・整備機構は、前項のほか、森林保険業務を効率的かつ効果的に行うものとする。

第2章 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習

第1節 試験及び研究並びに調査

(試験及び研究等)

第3条 森林研究・整備機構は、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究並びに調査（以下「試験研究等」という。）を行うものとする。

2 森林研究・整備機構は、国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号。以下「森林研究・整備機構法」という。）第3条第1項の目的を達成するため、依頼を受けて試験研究等を行うことができる。

3 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構法第3条第1項の目的を達成するため、森林研究・整備機構以外の者と研究を分担し、技術知識を交換し、及び研究費用を分担することによって共同して試験研究等を行うことができる。

(受託研究)

第4条 前条第2項の依頼を受けて行う試験研究等（以下この節において「受託研究」という。）の依頼者は、研究委託申込書を森林研究・整備機構に提出し、受託研究の依頼を行うものとする。

（受託研究の受理の適否）

第5条 研究委託申込書の提出があったときは、森林研究・整備機構は遅滞なく自ら行う業務を勘案して、当該依頼に応ずるか否かを決定し、依頼者にその旨を通知するものとする。

（研究受託契約）

第6条 森林研究・整備機構は、受託研究を実施するときは、依頼者と研究受託契約を締結するものとする。

（研究受託契約書）

第7条 森林研究・整備機構は、前条の研究受託契約を締結しようとするときは、研究受託契約書において次の事項を定めるものとする。

- (1) 受託研究の内容に関する事項
- (2) 受託契約の期間及びその解除に関する事項
- (3) 受託研究の結果の通知に関する事項
- (4) 受託料の額並びに支払の時期及び方法に関する事項
- (5) 受託に係る試験研究等の実施の結果得られた成果が特許権等の対象となったときの権利の帰属及びその実施の方法に関する事項
- (6) その他必要な事項

（受託料）

第8条 受託料の額は、当該受託研究の実施に要する経費の額とする。

2 受託料の支払は、原則として、受託研究開始の前とし、契約締結後、森林研究・整備機構からの請求により遅滞なく、研究受託契約に定める経費の概算額を支払うものとする。

（精算）

第9条 森林研究・整備機構は、受託研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく、第8条の規定により支払を受けた経費の額の精算をするものとする。

（受託研究の中止等）

第10条 森林研究・整備機構は、天災地変その他やむを得ない事由により受託研究の遂行が困難となったときは、受託研究を中止、廃止又は一部変更することができる。この場合、森林研究・整備機構は、遅滞なく依頼者にその旨を通知するものとする。

(研究結果等の通知等)

第11条 森林研究・整備機構は、受託研究が終了（中止又は廃止を含む。）したときは、遅滞なく、その結果を依頼者に通知するものとする。

(受託研究に係る特許の帰属等)

第12条 森林研究・整備機構の職員が、受託研究の業務について発明をしたときは、その発明に関わる特許を受ける権利又は特許権（以下この章において「特許権等」という。）は、それぞれ職務に関わるものとして森林研究・整備機構に帰属するものとする。ただし、依頼者に特許権等を帰属させ、又は依頼者と共有することにより、その活用を促進することができる認められる場合には、森林研究・整備機構は、当該特許権等を依頼者に帰属させ、又は依頼者と共有することができる。

(優先的利用の許諾)

第13条 森林研究・整備機構に帰属し、又は森林研究・整備機構が依頼者と共有した特許権等を、依頼者又は依頼者の指定する者（以下「依頼者等」という。）が優先的に利用しようとするときは、依頼者等は、森林研究・整備機構との協議の上締結する優先的利用の許諾に関する契約書に基づき、森林研究・整備機構の許諾を受けなければならない。

2 優先的利用の許諾の期間は、優先的利用の許諾に関する契約の締結の日から5年を超えないものとする。ただし、特許権等の利用に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又は当該特許権等の利用による商品化等に長期間の日数を要する場合であって、森林研究・整備機構が許諾期間の延長が必要であると認めたときは、当該許可に要する期間に相当する期間又は当該商品化等に要する期間について2年間を限度として延長することができる。

3 森林研究・整備機構は、次に掲げる場合には、依頼者等に対し、当該許諾期間を短縮し、又は当該許諾を取り消すことができるものとする。

(1) 依頼者等が正当な理由なく1年以上当該特許権等を利用しないとき。

(2) 利用に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき。

(3) 森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与する観点から当該許諾期間の短縮又は取消しが必要となったとき。

(実施料)

第14条 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構に帰属し、又は依頼者と共有する特許権等について、実施を許諾したときは、前条第1項の契約で定める実施料を徴収する。

(準用)

第15条 前三条の規定は、受託研究に係る実用新案登録を受ける権利及び実用新案権、意匠登録を受ける権利及び意匠権並びに品種登録を受ける地位及び育成者権について準用する。この場合において、第13条第2項ただし書中「2年間」とあるのは、「2年間（育成者権にあつては、特に必要と認められる場合には5年間）」と読み替えるものとする。

(共同研究契約の締結)

第16条 森林研究・整備機構は、第3条第3項の共同して行う試験研究等（以下この章において「共同研究」という。）を実施しようとするときは、当該共同研究を行おうとする者（以下この節において「共同研究者」という。）と共同研究に関する契約（以下この節において「共同研究契約」という。）を締結するものとする。

(共同研究契約書)

第17条 森林研究・整備機構は、前条の共同研究契約を締結しようとするときは、共同研究契約書において次の事項を定めるものとする。

- (1) 共同研究の内容に関する事項
- (2) 共同研究の実施を行う場所に関する事項
- (3) 共同研究の契約の期間及びその解除に関する事項
- (4) 共同研究の分担に関する事項
- (5) 共同研究の実施の結果得られた成果が特許権等の対象となったときの権利の帰属及びその実施の方法に関する事項
- (6) その他必要な事項

(共同研究の中止等)

第18条 森林研究・整備機構は、天災地変その他やむを得ない事由により共同

研究の継続が困難となったときは、共同研究を中止、廃止又は一部変更することができる。この場合、森林研究・整備機構は、遅滞なく共同研究者にその旨を通知するものとする。

(特許出願)

第 19 条 森林研究・整備機構又は共同研究者は、共同研究の結果、それぞれの機関に属する研究員が独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、あらかじめ他方の同意を得るものとする。

(特許の共同出願等)

第 20 条 森林研究・整備機構及び共同研究者は、共同研究の結果共同して発明を行った場合には、当該発明に係る森林研究・整備機構の研究員（以下この節において「発明研究員」という。）及び共同研究者と共同して特許出願を行うものとする。ただし、共同研究契約書において共同研究者がその特許を受ける権利を森林研究・整備機構に承継した場合はこの限りではない。

2 森林研究・整備機構は、前項の共同出願を行おうとするときは、発明研究員及び共同研究者との間で当該共同出願に係る特許を受ける権利又はこれに基づく特許権に係るそれぞれの持ち分を定めた共同出願契約を締結するものとする。

(優先的利用の許諾)

第 21 条 森林研究・整備機構が共同研究者と共有し、又は共同研究者から承継した特許権等を、共同研究者又は共同研究者の指定する者（以下「共同研究者等」という。）が優先的に利用しようとするときは、共同研究者等は、森林研究・整備機構との協議の上締結する優先的利用の許諾に関する契約書に基づき、森林研究・整備機構の許諾を受けなければならない。

2 優先的利用の許諾の期間は、優先的利用の許諾に関する契約の締結の日から5年を超えないものとする。ただし、特許権等の利用に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又は当該特許権等の利用による商品化等に長期間の日数を要する場合であって、森林研究・整備機構が許諾期間の延長が必要であると認めたときは、当該許可に要する期間に相当する期間又は当該商品化等に要する期間について2年間を限度として延長することができる。

3 森林研究・整備機構は、次に掲げる場合には、共同研究者等に対し、当該許諾期間を短縮し、又は当該許諾を取り消すことができるものとする。

- (1) 共同研究者等が正当な理由なく1年以上当該特許権等を利用しないとき。
- (2) 利用に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき。
- (3) 森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与する観点から当該許諾期間の短縮又は取消しが必要となったとき。

(実施料)

第22条 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構に承継された特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権、共同研究の成果に係る発明につき森林研究・整備機構及び共同研究者の共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権について、実施を許諾したときは、別に前条第1項の契約で定める実施料を徴収する。

(準用)

第23条 第19条から前条までの規定は、共同研究に係る実用新案登録を受ける権利及び実用新案権、意匠登録を受ける権利及び意匠権並びに品種登録を受ける地位及び育成者権について準用する。この場合において、第21条第2項ただし書中「2年間」とあるのは、「2年間（育成者権にあつては、特に必要と認められる場合には5年間）」と読み替えるものとする。

(成果の公表及び普及)

第24条 森林研究・整備機構は、報告会の開催、報告書の作成及び頒布、森林研究・整備機構の公開等により、第3条第1項の試験研究等の成果の公表及び普及を行うものとする。

- 2 前項の業務を行うに当たり、森林研究・整備機構は、必要に応じ、適正な対価を徴収することができるものとする。
- 3 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構法第13条第1項第5号に掲げる出資並びに人的及び技術的援助を行うに当たっては、「研究開発法人による出資等に係るガイドライン」（平成31年1月17日内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）・文部科学省科学技術・学術政策局決定）及び当該ガイドラインを踏まえ整備した関連規程に基づき、実施するものとする。

第2節 分析及び鑑定

(分析及び鑑定)

第25条 森林研究・整備機構は、依頼を受けて、森林及び林業に関する分析及

び鑑定を行うことができる。

(依頼)

第 26 条 前条の分析及び鑑定の依頼者は、分析及び鑑定に係る依頼書（以下「依頼書」という。）を森林研究・整備機構に提出し、分析及び鑑定の依頼を行うものとする。

(分析及び鑑定の受理の可否)

第 27 条 依頼書の提出があったときは、森林研究・整備機構は自ら行う業務を勘案して、当該依頼に応ずるか否かを決定し、依頼者にその旨を通知するものとする。

(手数料)

第 28 条 分析及び鑑定に係る手数料の額は、原則として、当該分析及び鑑定の実施に要する経費の額とする。ただし、依頼者が国の機関の場合にあっては、手数料を免除することができる。

2 前項の手数料の支払の時期は、原則として、当該分析及び鑑定の開始の前とし、森林研究・整備機構からの請求により遅滞なく、支払うものとする。

(分析及び鑑定の結果の通知)

第 29 条 森林研究・整備機構は、分析及び鑑定が完了したときは、遅滞なく、その結果を依頼者に通知するものとする。

第 3 節 講習等

(派遣、講習及び指導)

第 30 条 森林研究・整備機構は、森林及び林業に関する研修に対する講師の派遣を行うことができる。

2 前項の業務を行うに当たり、森林研究・整備機構は、必要に応じ、実費に相当する経費を徴収するものとする。

(研修生の受入れ)

第 31 条 森林研究・整備機構は、依頼に応じて、試験研究等に係る研修生を受け入れることができる。

2 森林研究・整備機構は、前項の規定により研修生を受け入れようとするときは、次に掲げる事項を定めて依頼者に通知するものとする。

- (1) 受入れを行う研修生に関する事項
- (2) 研修生の受入れの期間及びその中止に関する事項
- (3) 受入れに係る経費に関する事項
- (4) その他必要な事項

第3章 標本の生産及び配布

(標本の生産及び配布)

第32条 森林研究・整備機構は、森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布を行うものとする。

- 2 森林研究・整備機構は、病虫害の原因判定等のため緊急に標本の生産及び配布が必要となったとき、又は必要になると予想されるときは、緊急生産配布を行うものとする。

(標本の配布)

第33条 前条の標本の配布を希望する者は、標本配布申込書を森林研究・整備機構に提出するものとする。

(標本の価格)

第34条 森林研究・整備機構は、要請に応じて配布する標本については、原則として有償（実費相当）とする。ただし、国、地方公共団体、大学、研究機関等が森林研究・整備機構法第3条の目的に沿った利用を行う場合は、無償とすることができる。

- 2 第32条第2項の緊急生産配布に係る標本については、無償とする。

第4章 林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布並びにこれらに関する調査及び研究、講習並びに指導

第1節 林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布

(育種事業)

第35条 森林研究・整備機構は、林木の育種事業を行うものとする。

(種苗の配布)

第36条 森林研究・整備機構は、林木の育種事業により生産された種苗について、都道府県等から申請を受けた種苗を配布するものとする。

2 前項の規定により種苗を配布しようとするときは、次に掲げる事項について、森林研究・整備機構が別に定めるものとする。

- (1) 配布の申請に関する事項
- (2) 配布の代金及びその納入に関する事項
- (3) その他必要な事項

(試験研究用林木遺伝資源の配布)

第 37 条 森林研究・整備機構は、依頼に応じて、林木の育種事業を行うために収集・増殖し、保管している林木遺伝資源（以下「試験研究用林木遺伝資源」という。）を配布することができる。

2 前項の規定により試験研究用林木遺伝資源を配布しようとするときは、次に掲げる事項について、森林研究・整備機構が別に定めるものとする。

- (1) 配布の申請に関する事項
- (2) 配布の代金及びその納入に関する事項
- (3) 試験研究の結果の報告に関する事項
- (4) その他必要な事項

第 2 節 林木の育種事業等に関する調査及び研究

(調査及び研究)

第 38 条 森林研究・整備機構は、林木の育種事業及びこれにより生産された種苗の配布に関する調査及び研究（以下「調査研究」という。）を行うものとする。

2 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構法第 3 条第 1 項の目的を達成するため、依頼を受けて調査研究を行うことができる。

3 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構法第 3 条第 1 項の目的を達成するため、森林研究・整備機構以外の者と調査研究を分担し、技術知識を交換し、及び費用を分担することによって共同して調査研究を行うことができる。

(準用)

第 39 条 第 4 条から第 15 条までの規定は、前条第 2 項の調査研究について準用する。

2 第 16 条から第 23 条までの規定は、前条第 3 項の共同して行う調査研究について準用する。

3 第 24 条の規定は、前条第 1 項の調査研究の成果について準用する。

第3節 講習及び指導

(講習及び指導)

第40条 森林研究・整備機構は、必要に応じて、都道府県等に対し、採種園又は採穂園の造成・改良技術、種子の貯蔵技術等について講習及び指導を行うことができる。

(準用)

第41条 第31条の規定は、林木の育種技術に係る研修生について準用する。

第5章 多摩森林科学園の開園

(多摩森林科学園の開園)

第42条 森林研究・整備機構は、多摩森林科学園を一般に開園することができる。

2 前項の規定により一般に開園しようとするときは、次に掲げる事項を定め、公表するものとする。

- (1) 開園日及び開園時間に関する事項
- (2) 入園料に関する事項
- (3) その他必要な事項

第6章 水源を涵養^{かん}するための森林の造成

(水源を涵養^{かん}するための森林の造成)

第43条 森林研究・整備機構は、分収造林契約（以下本条から第54条までにおいて「契約」という。）による森林の造成をはじめとした水源を涵養^{かん}するための森林の造成に関する業務及びこれに付随する業務を行うものとする。

(環境の保全への配慮)

第44条 森林研究・整備機構は、前条の水源を涵養^{かん}するための森林の造成に関する業務及びこれに付随する業務を実施するときは、各種公共事業に係る環境保全対策について（昭和47年6月6日閣議了解）に基づき、自然環境の保全及び公害の防止のための措置を講ずるものとする。

(契約の種類)

第 45 条 森林研究・整備機構が締結することのできる契約は、次のとおりとする。

- (1) 森林研究・整備機構が分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する造林費負担者（以下「造林費負担者」という。）として同項に規定する造林地所有者（以下「造林地所有者」という。）と締結する契約
- (2) 森林研究・整備機構が造林費負担者として分収林特別措置法第 2 条第 1 項に規定する造林者（以下「造林者」という。）及び造林地所有者と締結する契約
- (3) 森林研究・整備機構が造林費負担者及び造林者として造林地所有者と締結する契約

(造林地の選定基準)

第 46 条 森林研究・整備機構は、水源を^{かん}涵養するための森林の造成を行う必要がある地域内の土地であって、次の基準に適合するものに限り、これを対象として契約を締結することができる。

- (1) 無立木地、散生地、粗悪林相地等人工植栽の方法により森林の造成を行う必要がある土地であって一団地（併括管理が可能である数個の団地は、一団地とみなす。）の見込面積が 5 ヘクタール以上のものであること。
- (2) 次のいずれにも該当しない土地であること。
 - ア 入会慣行等の複雑な権利関係が存在するため、契約の履行に当たり支障を生ずるおそれがある土地
 - イ 地位、地勢、気象等の自然的状況が悪く成林の見込みがない土地
 - ウ 国土保全上の見地から治山事業の実施によることを適当とする土地

(造林費負担契約における各契約当事者の義務)

第 47 条 第 45 条第 1 号の契約（以下「造林費負担二者契約」という。）及び同条第 2 号の契約（以下「造林費負担三者契約」という。）においては、森林研究・整備機構は、次の義務を負うものとする。

- (1) 造林義務者の造林に要する費用を負担すること。
- (2) 契約に係る土地（以下「造林地」という。）又は当該契約に基づいて植栽された樹木（以下「造林木」という。）に関し第三者に損害賠償又は損失補償を請求する場合の当該請求に係る行為を行うこと。
- (3) 売払代金をもって収益分収を行う場合における造林木の売払い及び材積

をもって収益分収を行う場合における各契約当事者に帰属すべき樹木の指定を行うこと。

- 2 造林費負担二者契約においては、造林地所有者は、次の義務を負うものとする。
 - (1) 造林地に一定の樹木を植栽し、及び造林木の保育を行うこと。
 - (2) 造林地及び造林木の管理のため次に掲げる事項を行うこと。
 - ア 火災の予防及び消防
 - イ 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止
 - ウ 有害動物及び有害植物の駆除並びにそのまん延の防止
 - エ 造林地の境界の測量並びに境界標その他の標識の設置及び保存
 - オ その他造林地及び造林木の管理に必要な事項
 - (3) 森林研究・整備機構のために造林地に当該契約の存続期間を存続期間とする地上権を設定すること。
 - (4) 造林地に対する公租公課を負担すること。
- 3 造林費負担三者契約においては、造林者は前項第1号及び第2号の義務を、造林地所有者は森林研究・整備機構及び造林者のために造林地に当該契約の存続期間を存続期間とする地上権を設定する義務並びに前項第4号の義務をそれぞれ負うものとする。

(造林契約における各契約当事者の義務)

第48条 第45条第3号の契約（以下「造林契約」という。）においては、森林研究・整備機構は、前条第1項第2号及び第3号並びに同条第2項第1号及び第2号の義務を負うものとする。

- 2 造林契約においては、造林地所有者は、前条第2項第3号及び第4号の義務を負うものとする。

(造林木の帰属)

第49条 造林木は、各契約当事者の共有とし、その持分の割合は、収益分収の割合に等しいものとする。

(造林木以外の樹木の帰属)

第50条 契約の締結の際に造林地の上に存在する樹木であつて当該契約で定める期間内に収去されなかったもの（存置する旨の特約をしたものを除く。）及び契約の締結後において造林地の上に天然に生じた樹木は、造林木とみなす。

(造林地及び造林木の把握)

第51条 造林木の販売等のために必要となる林況把握等の調査及び造林木の伐採又は売払いに必要な事項の調査は、造林費負担者が計画的に行うものとする。

(契約当事者の協議)

第52条 次の各号に掲げる事項については、契約当事者全員の協議によって決定するものとする。

- (1) 火災、天災その他の原因により当該契約の目的の達成に支障が生じた場合の措置に関する事項
- (2) 造林木の販売、収益分収の時期及び方法に関する事項
- (3) 造林木についての第三者に対する損害賠償及び損失補償の請求に関する事項

(収益分収の割合)

第53条 収益分収の割合は、次の各号に掲げる契約につき、当該各号に掲げる額を後価計算した額の比率を基準として定めるものとする。ただし、特に必要がある場合には、農林水産大臣の承認を受けて他の方法によって定めることができる。

- (1) 造林費負担二者契約

森林研究・整備機構：造林に要する費用（新植費を除く。以下「造林費」という。）のうち森林研究・整備機構が負担すべき部分の見込額（以下「造林費負担見込額」という。）

造林地所有者：地代の推定額（以下「推定地代額」という。）に造林費のうち造林地所有者の負担すべき部分の見込額を加えた額

- (2) 造林費負担三者契約

森林研究・整備機構：造林費負担見込額

造林地所有者：推定地代額

造林者：造林費のうち造林者が負担すべき部分の見込額

- (3) 造林契約

森林研究・整備機構：造林費負担見込額

造林地所有者：推定地代額

(収益分収の方法)

第54条 収益分収は、造林木の売払代金からその売払いに要した費用を控除した額について行うものとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、造林木の材積からその収穫調査に要した費用に相当する価額の材積を控除したものをもって行うことができる。

第7章 森林保険

(用語)

第55条 この章及び第10章において使用する用語は、森林保険法（昭和12年法律第25号）において使用する用語の例による。

(森林保険契約の締結)

第56条 森林研究・整備機構は、保険契約者となる者に対して、森林研究・整備機構が別に定める重要事項説明書に基づき森林保険の契約内容を説明し、森林保険の引受けを行うものとする。

(保険料)

第57条 保険料の額は、森林保険法第5条第1項の規定により農林水産大臣に届け出た引受条件により算出した額とするものとする。

(保険金の支払)

第58条 森林研究・整備機構は、被保険者からの保険金の支払の請求を受けたときは、損害査定を行い、保険金を支払うものとする。

第8章 試験研究等及び調査研究に係る業務委託の基準

(試験研究等及び調査研究に係る業務委託)

第59条 森林研究・整備機構は、試験研究等及び調査研究の業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、その業務の一部を委託することができる。

2 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構以外の者に前項の試験研究等及び調査研究の業務の一部（以下「委託研究等」という。）を行わせることが必要であり、かつ、委託研究等をしようとする者が当該委託研究等を行うために十分な技術的能力及び経理的基礎を有すると認めるときは、当該委託しようとする者に委託研究実施要領を提示し、諾否を求めるものとする。

3 森林研究・整備機構は、当該委託研究等を受託する者（以下「受託者」という。）から受託する旨の回答があったときは、委託研究等に関する契約（以下「委託研究契約」という。）を締結するものとする。

（委託研究契約）

第60条 委託研究契約に係る契約書には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 委託に係る業務の内容に関する事項
- (2) 委託に係る業務の実施を行う場所及び方法に関する事項
- (3) 委託契約の期間及びその解除に関する事項
- (4) 委託に係る業務の結果の報告に関する事項
- (5) 委託費の額並びに支払の時期及び方法に関する事項
- (6) その他必要な事項

（委託費）

第61条 委託費の額は、当該委託研究等の実施に要する経費の額とする。

2 委託費の支払は、委託研究等が終了し、その額が確定した後に行うものとする。ただし、受託者からの請求に応じ当該委託費の限度額を超えない範囲内の額を前払いすることができるものとする。

（再委託）

第62条 受託者は、当該委託研究等について、森林研究・整備機構がその一部について必要と認めてあらかじめ承諾した場合を除き、他の第三者に再委託してはならない。

（委託研究等の中止等）

第63条 受託者は、天災地変その他やむを得ない事由により委託研究等の遂行が困難となったときは、森林研究・整備機構と協議の上、当該委託研究等を中止、廃止又は一部変更することができる。

（財産の所有権の帰属）

第64条 森林研究・整備機構は、受託者が委託研究契約に基づいて製造し、取得し、又は効用を増加させた財産（森林研究・整備機構が指定するものを除く。）の所有権を森林研究・整備機構に帰属させるものとする。

（特許権等の承継）

第 65 条 森林研究・整備機構は、委託研究等の成果に関する次の各号に掲げる権利等（以下「特許権等」という。）を受託者から承継するものとする。ただし、受託者に特許権等を帰属させ、又は受託者と共有することにより、その活用を促進することができる認められる場合には、森林研究・整備機構は、当該特許権等を受託者に承継させ、又は受託者と共有することができる。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 品種登録を受ける地位又は育成者権
- (5) 著作権

（優先的利用の許諾）

第 66 条 森林研究・整備機構が受託者から承継し、又は受託者と共有した特許権等を、受託者又は受託者の指定する者（以下「受託者等」という。）が優先的に利用しようとするときは、受託者等は、森林研究・整備機構との協議の上締結する優先的利用の許諾に関する契約書に基づき、森林研究・整備機構の許諾を受けなければならない。

- 2 優先的利用の許諾の期間は、優先的利用の許諾に関する契約の締結の日から 5 年を超えないものとする。ただし、特許権等の利用に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又は当該特許権等の利用による商品化等に長期間の日数を要する場合であって、森林研究・整備機構が許諾期間の延長が必要であると認めたときは、当該許可に要する期間に相当する期間又は当該商品化等に要する期間について 2 年間（育成者権にあつては、特に必要と認められる場合には 5 年間）を限度として延長することができる。
- 3 森林研究・整備機構は、次に掲げる場合には、受託者等に対し、当該許諾期間を短縮し、又は当該許諾を取り消すことができるものとする。
 - (1) 受託者等が正当な理由なく 1 年以上当該特許権等を利用しないとき。
 - (2) 利用に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき。
 - (3) 森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与する観点から当該許諾期間の短縮又は取消しが必要となったとき。

（実施料）

第 67 条 森林研究・整備機構は、受託者等に対し、森林研究・整備機構に承継された特許権等の実施を許諾したときは、前条第 1 項の契約書で定める実施料を徴収する。

(実績報告)

第 68 条 受託者は、委託研究等が終了（中止又は廃止を含む。）したときは、委託研究等の結果を記載した委託研究実績報告書を森林研究・整備機構に提出しなければならない。

第 9 章 水源林造成業務に係る業務委託の基準

(業務委託の基準)

第 69 条 森林研究・整備機構は、水源林造成業務について自ら業務を実施するよりも、委託して実施することが効率的かつ効果的な運営に資すると認められる業務については、森林研究・整備機構以外の者にその業務の実施を委託することができる。

- 2 森林研究・整備機構は、前項に規定する業務のうち、国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成 13 年農林水産省令第 48 号）第 24 条に掲げる重要な財産に係る調査業務を委託する場合は、指定する者に委託することができる。その指定は、別に定める指定調査業務委託規程を公示し、当該委託業務に関し受託しようとする者の申請により行うものとする。
- 3 森林研究・整備機構は、前二項の委託をしようとするときは、当該委託業務に関し受託しようとする者とその委託に関する契約を締結するものとする。
- 4 前項の契約において定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 委託により実施する事業の内容に関する事項
 - (2) 委託業務を実施する場所に関する事項
 - (3) 委託契約の期間及びその解除に関する事項
 - (4) 委託業務の完了報告に関する事項
 - (5) 委託費の額並びに支払の時期及び支払の方法に関する事項
 - (6) その他必要な事項

第 10 章 森林保険業務に係る業務委託の基準

(森林保険業務に係る業務委託)

第 70 条 森林研究・整備機構は、森林保険業務を効率的かつ効果的に運営するため、森林保険業務（森林保険契約の締結及び保険金の支払の決定を除く。）

の一部を委託することができる。

- 2 森林研究・整備機構は、前項に規定する業務のうち、契約業務、損害評価業務及び契約管理業務等については、森林組合、森林組合連合会又は地方公共団体に委託するものとする（異常災害時を除く。）。
- 3 森林研究・整備機構は、前二項の委託をしようとするときは、当該委託業務に関し受託しようとする者と委託契約を締結するものとする。

（森林保険業務に係る業務委託契約）

第71条 前条の委託契約に係る契約書は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 委託業務の内容に関する事項
- (2) 委託業務の実施を行う場所及び方法に関する事項
- (3) 委託業務の期間及びその解除に関する事項
- (4) 委託業務の完了報告に関する事項
- (5) 委託費の額並びに支払の時期及び支払の方法に関する事項
- (6) その他必要な事項

第11章 競争入札その他契約に関する基本的事項

（契約の方法）

第72条 森林研究・整備機構における売買、賃貸、請負その他の契約は、第70条第2項の場合を除き、すべて一般競争契約の方法によるものとし、当該契約の目的に従い、最高又は最低の価格による入札者と締結するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、指名競争契約又は随意契約に付することができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的から一般競争に付することが適当でないとき又は一般競争に付し得ないとき。
- (2) 災害その他緊急を要するために一般競争に付し得ないとき。
- (3) 予定価格が少額であるとき。
- (4) その他一般競争に付することが不利と認められるとき。

（政府調達に関する協定に係る物品等の契約手続き）

第73条 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）に係る物品等の調達手続きについては、同協定の規定に則してこれを行うものとする。

第12章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、森林研究・整備

機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(法人運営に関する基本的事項)

第74条 森林研究・整備機構は、法人の運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 森林研究・整備機構は、役員及び職員の倫理及び行動に関する規程を定めるものとする。

(内部統制に関する基本方針)

第75条 森林研究・整備機構は、役員（以下、本章において監事を除く。）の職務の執行が通則法、森林研究・整備機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(理事会の設置及び役員の方掌に関する事項)

第76条 森林研究・整備機構は、理事会の設置及び役員の方掌に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の事項を定めなければならない。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する理事会の設置
- (3) 役員の方掌明示による責任の明確化
- (4) 主たる事務所等における会議等の設置

(中長期計画等の策定及び評価に関する事項)

第77条 森林研究・整備機構は、中長期計画等の策定及び評価に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の事項を定めなければならない。

- (1) 中長期計画等の策定過程の整備（現場が関与する計画策定）
- (2) 中長期計画等の進捗管理体制の整備
- (3) 中長期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
- (4) 中長期計画等の進捗状況のモニタリング
- (5) 主たる事務所の各部門その他事務所等の業務手順の作成（標準業務手順・マニュアルの整備）
- (6) 評価活動の適切な運営に関する次の事項

- ア 業務手順に沿った運営の確保
 - イ 業務手順に沿わない業務執行の把握
 - ウ 恣意的とならない客観的な業務実績評価
- (7) 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第 78 条 森林研究・整備機構は、内部統制の推進に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の事項を定めなければならない。

- (1) 役員を構成員とする内部統制委員会等の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 主たる事務所における内部統制推進部門及び推進責任者の指定
- (4) その他事務所等における内部統制推進責任者の指定
- (5) 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- (6) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- (7) 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- (8) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (9) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- (10) 研修会の実施
- (11) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (12) 反社会的勢力への対応方針等

(リスク評価と対応に関する事項)

第 79 条 森林研究・整備機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、次の事項に係るリスク評価等に関する規程を整備するものとする。

- (1) リスク管理委員会の設置に関する事項
- (2) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析並びに把握したリスクに関する評価及びリスクの低減策の検討に関する事項
- (3) リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制に関する事項
- (4) 保有施設の点検及び必要な補修等に関する事項
- (5) 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - ア 防災業務計画及び事業継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - イ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定

ウ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

2 森林研究・整備機構は、前項において整備した規程に基づき、把握したリスクに関する評価を年一回以上実施し、リスクを低減する方策について検討するものとする。

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第 80 条 森林研究・整備機構は、情報システムの整備及び利用に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の事項を定めなければならない。

(1) 情報システムの整備に関する事項

ア 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築

イ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役員及び職員（以下「役職員」という。）に伝達される仕組み

ウ 職員から役員に必要な情報（特に、危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組み

(2) 情報システムの利用に関する事項

ア 情報化の推進による業務システムを活用した効率的な業務運営

イ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる次の事項

① 法人が保有するデータの所在情報の明示

② データへのアクセス権の設定

③ データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築

2 森林研究・整備機構は、前項において整備した規程に基づき運用する情報システムについて、業務の変更に伴い改変する場合においては、速やかにこれを実施するものとする。

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第 81 条 森林研究・整備機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の事項を定めなければならない。

(1) 情報セキュリティの確保に関する事項

ア 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保

イ 情報漏えい（システム管理を外部に委託している場合を含む。）の防

止

(2) 個人情報保護に関する事項

ア 個人情報保護に係る点検活動の実施

イ 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

(監事及び監事監査に関する事項)

第 82 条 森林研究・整備機構は、監事及び監事監査に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の事項を定めなければならない。

(1) 監事に関する事項

ア 監事監査規程の整備に対する監事の関与

イ 理事長と常時意思疎通を確保する体制

ウ 補助者の独立性（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与を含む。）に関する事

エ 法人組織規程における権限の明確化

オ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施

(2) 監事監査に関する事項

ア 監事監査規程に基づく監査への協力

イ 補助者への協力

ウ 監査結果に対する改善状況の報告

エ 監査報告の主務大臣及び理事長への報告

(3) 監事によるモニタリングに必要な次の事項

ア 監事の理事会等重要な会議への出席

イ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み

ウ 森林研究・整備機構の財産の状況を調査できる仕組み

エ 監事と会計監査人との連携

オ 監事と内部監査担当部門との連携

カ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務

キ 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第 83 条 森林研究・整備機構は、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第 84 条 森林研究・整備機構は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の事項を定めなければならない。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- (2) 内部通報者及び外部通報者の保護
- (3) 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札・契約に関する事項)

第 85 条 森林研究・整備機構は、入札及び契約に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の事項を定めなければならない。

- (1) 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- (2) 入札不調等により中長期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- (3) 談合情報がある場合の緊急対応
- (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
- (5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化

(予算の適正な配分に関する事項)

第 86 条 森林研究・整備機構は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備（予算配分の見直し等に関する適正なルールの方策等を含む。）及び評価結果を法人内部の予算配分等に適切に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第 87 条 森林研究・整備機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のウェブサイト等での公開に関する規程を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第 88 条 森林研究・整備機構は、職員（非常勤職員等を含む。）の人事管理方針に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の事項を定めなければならない。

- (1) 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション

- (2) 職員の懲戒基準
- (3) 長期在籍者の存在把握

(研究開発業務に関する事項)

第 89 条 森林研究・整備機構は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関する規程を整備するものとする。同規程には、次の事項を定めなければならない。

- (1) 研究開発業務の評価に関する事項
 - ア 研究統括部門における研究評価体制の確立
 - イ 研究予算の配分基準の明確化
- (2) 研究開発業務における不正防止に関する事項
 - ア 厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識と明確化
 - イ 研究費の適正経理
 - ウ 経費執行の内部けん制
 - エ 論文ねつ造等研究不正の防止
 - オ 研究内容の漏えい防止（知的財産権の保護を含む。）
 - カ 研究開発資金の管理状況把握

第 13 章 雑則

(役員等の損害賠償責任に関する事項)

第 90 条 森林研究・整備機構は、役員又は会計監査人の通則法第 25 条の 2 第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、農林水産大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(委任)

第 91 条 森林研究・整備機構は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務運営に必要な事項について、細則を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

(独立行政法人緑資源機構業務方法書等の廃止)

第2条 独立行政法人緑資源機構業務方法書(平成15年10月2日15緑機企第1-5号)は、廃止する。

第3条 独立行政法人緑資源機構業務方法書の規定による手続その他の行為は、業務方法書の相当規定によりしたものとみなす。

(業務の特例)

第4条 研究所法附則第6条から第12条の規定による業務の特例に係る業務の方法については、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この業務方法書の変更は、平成27年4月1日から施行する。

(業務の特例に係る業務の方法)

第2条 研究所法附則第7条から第12条の規定による業務の特例に係る業務の方法については、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この業務方法書の変更は、平成29年4月1日から施行する。

(業務の特例に係る業務の方法)

第2条 森林研究・整備機構法附則第7条から第11条までの規定による業務の特例に係る業務の方法については、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日(平成31年4月11日)から施行する。

(業務の特例に係る業務の方法)

第2条 森林研究・整備機構法附則第7条から第11条までの規定による業務の特例に係る業務の方法については、別に定める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第7条から第11条に定める 業務に関する業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成11年法律第198号。以下「森林研究・整備機構法」という。)附則第7条から第11条に定める業務(以下「業務の特例」という。)の方法について基本的事項を定め、業務の適正な運営に資することを目的とする。

(環境の保全への配慮)

第2条 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構法附則第8条第1項の業務を実施するときは、各種公共事業に係る環境保全対策について(昭和47年6月6日閣議了解)に基づき、自然環境の保全及び公害の防止のための措置を講ずるものとする。

(賦課調整等)

第3条 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構法附則第7条第1項に規定する業務の実施に当たっては、次の各号に定める賦課調整を行うものとする。

(1) 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成20年法律第8号。以下「廃止法」という。)による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号。以下「旧機構法」という。)第13条第2項に定める、廃止法の施行の前日における林道事業実施計画の受益地の全部又は一部に係る土地及び立木の所有者並びに森林状況を調査し、受益者ごとの面積及び蓄積を確定すること。

(2) 前号の規定により確定した受益者ごとの面積及び蓄積に応じた賦課金の負担割合を決定すること。

2 森林研究・整備機構は、前項のほか、次の各号に定める賦課金及び負担金に係る債権の管理及び徴収を行うものとする。

(1) 前項第2号の規定により決定された賦課金に係る債権について、廃止法による旧機構法第21条及び第22条の規定に基づき、確実に管理及び徴収を実施するものとする。

(2) 負担金に係る債権について廃止法による旧機構法第23条から第25条の規定に基づき、確実に管理及び徴収を実施するものとする。

(特定地域整備事業の実施)

第4条 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構法附則第8条第1項に規定する特定地域整備事業における分収育林事業の実施に当たっては、森林研究・整備機構法、国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成20年政令第128号）、国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令（平成20年農林水産省令第22号）、森林研究・整備機構関係事業補助金交付要綱、特定中山間保全整備事業実施要綱（平成13年3月30日付け12林整整第690号農林水産事務次官依命通知）及び特定中山間保全整備事業実施要領（平成13年3月30日付け12林整整第688号農村振興局長、林野庁長官通知）等の規定によるほか、次条から第14条までの規定に基づき適正に実施するものとする。

(分収育林契約の種類)

第5条 森林研究・整備機構が締結することのできる分収育林契約（以下本条から第14条までにおいて「契約」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 森林研究・整備機構が分収林特別措置法第2条第2項に規定する育林費負担者（以下「育林費負担者」という。）として同項に規定する育林地所有者（以下「育林地所有者」という。）と締結する契約
- (2) 森林研究・整備機構が育林費負担者として分収林特別措置法第2条第2項に規定する育林者（以下「育林者」という。）及び育林地所有者と締結する契約
- (3) 森林研究・整備機構が育林費負担者及び育林者として育林地所有者と締結する契約

(育林地の選定基準)

第6条 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構法附則第8条第3項によりなおその効力を有するものとされる旧機構法第15条第1項に規定する実施計画において旧機構法第11条第1項第7号ニの事業を行うものとされた森林であって、次の基準に適合するものに限り、これを対象として契約を締結することができる。

- (1) 森林の有する公益的機能の発揮を図るため適切な保育の実施を行う必要がある森林であって一団地（併括管理が可能である数個の団地は、一団地とみなす。）の見込面積が5ヘクタール以上のものであること。
- (2) 次のいずれにも該当しない森林であること。

- ア 分収林特別措置法施行規則（昭和 58 年農林水産省令第 39 号）別表の樹齢を超える森林
- イ 入会慣行等の複雑な権利関係が存在するため、契約の履行にあたり支障を生ずるおそれがある森林
- ウ 地位、地勢、気象等の自然的条件が悪く、収益が見込めない森林
- エ 国土保全上の見地から治山事業の実施によることを相当とする森林
- オ 森林法その他の法令の規定による制限のため、契約で予定する伐採ができないおそれがある森林

（育林費負担契約における各契約当事者の義務）

第 7 条 第 5 条第 1 号の契約（以下「育林費負担二者契約」という。）及び同条第 2 号の契約（以下「育林費負担三者契約」という。）においては、森林研究・整備機構は、次の義務を負うものとする。

- (1) 育林義務者の育林に要する費用を負担すること。
 - (2) 契約に係る土地（以下「育林地」という。）又は当該契約の対象となる樹木（以下「育林木」という。）に関し第三者に損害賠償又は損失補償を請求する場合の当該請求に係る行為を行うこと。
 - (3) 売払代金をもって収益分収を行う場合における育林木の売払い及び材積をもって収益分収を行う場合における各契約当事者に帰属すべき樹木の指定を行うこと。
- 2 育林費負担二者契約においては、育林地所有者は、次の義務を負うものとする。
- (1) 育林木の保育を行うこと。
 - (2) 育林地及び育林木の管理のため次に掲げる事項を行うこと。
 - ア 火災の予防及び消防
 - イ 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止
 - ウ 有害動物及び有害植物の駆除並びにそのまん延の防止
 - エ 育林地の境界の測量並びに境界標その他の標識の設置及び保存
 - オ その他育林地及び育林木の管理に必要な事項
 - (3) 森林研究・整備機構のために育林地に当該契約の存続期間を存続期間とする地上権を設定すること。
 - (4) 育林地に対する公租公課を負担すること。
- 3 育林費負担三者契約においては、育林者は、前項第 1 号及び第 2 号の義務を、育林地所有者は森林研究・整備機構及び育林者のために育林地に当該契約の存続期間を存続期間とする地上権を設定する義務並びに前項第 4 号の義

務をそれぞれ負うものとする。

(育林契約における各契約当事者の義務)

第8条 第5条第3号の契約（以下「育林契約」という。）においては、森林研究・整備機構は、前条第1項第2号及び第3号並びに同条第2項第1号及び第2号の義務を負うものとする。

2 育林契約においては、育林地所有者は、前条第2項第3号及び第4号の義務を負うものとする。

(育林木の帰属)

第9条 育林木は、各契約当事者の共有とし、その持分割合は、収益分収の割合に等しいものとする。

(育林木以外の樹木の帰属)

第10条 契約の締結の際に育林地の上に存在する樹木であって植栽された樹木でないもの（育林対象にしない旨の特約をしたものを除く。）及び契約の締結後において育林地の上に天然に生じた樹木は、育林木とみなす。

(育林地及び育林木の把握)

第11条 育林木の販売等のために必要となる林況把握等の調査及び育林木の伐採又は売払いに必要な事項の調査は、育林費負担者が計画的に行うものとする。

(契約当事者の協議)

第12条 次の各号に掲げる事項については、契約当事者全員の協議によって決定するものとする。

- (1) 火災、天災その他の原因により当該契約の目的の達成に支障が生じた場合の措置に関する事項
- (2) 育林木の販売、収益分収の時期及び方法に関する事項
- (3) 育林木についての第三者に対する損害賠償及び損失補償の請求に関する事項

(収益分収の割合)

第13条 収益分収の割合は、次の各号に掲げる契約につき、当該各号に掲げる額を後価計算した額の比率を基準として各契約ごとに定めるものとする。た

だし、特に必要がある場合には、農林水産大臣の承認を受けて他の方法によって定めることができる。

(1) 育林費負担二者契約

森林研究・整備機構：当該育林地の育林に要する費用（以下「育林費」という。）のうち森林研究・整備機構が負担すべき部分の見込額（以下「育林費負担見込額」という。）

育林地所有者：当該育林地の地代の推定額（以下「推定地代額」という。）に育林費のうち育林地所有者の負担すべき部分の見込額及び育林木の評価額を加えた額。ただし、育林木の対価として金銭を支払う場合は、育林木の評価額を除く。

(2) 育林費負担三者契約

森林研究・整備機構：育林費負担見込額

育林地所有者：推定地代額に育林木の評価額を加えた額。ただし、育林木の対価として金銭を支払う場合は、育林木の評価額を除く。

育林者：育林費のうち育林者が負担すべき部分の見込額

(3) 育林契約

森林研究・整備機構：育林費負担見込額

育林地所有者：推定地代額に育林木の評価額を加えた額。ただし、育林木の対価として金銭を支払う場合は、育林木の評価額を除く。

（収益分収の方法）

第 14 条 収益分収は、育林木の売払代金からその売払いに要した費用を控除した額について行うものとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、育林木の材積からその収穫調査に要した費用に相当する価額の材積を控除したものをもって行うことができる。

（分収造林事業の実施）

第 15 条 特定地域整備事業における分収造林事業については、森林研究・整備機構の業務方法書第 45 条から第 54 条までの規定を準用する。

（NTT-A 融資事業に係る債権の管理及び回収）

第 16 条 森林研究・整備機構法附則第 9 条第 1 項の規定による緑資源公団法（昭和 31 年法律第 85 号。）附則第 9 条第 1 項第 3 号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の管理及び回収は、次のとおりとする。

(1) 年次償還 森林研究・整備機構は、当該債権の貸付契約の償還計画のと

おり、当該債務者から毎年度償還金を償還させるものとする。

(2) 繰上償還 森林研究・整備機構は、当該債権の貸付契約の条項に違反した場合その他必要と認める場合には、当該債務者から貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げて償還させることができるものとする。

(3) 費用の徴収 森林研究・整備機構は、当該債権の貸付契約により貸付金の徴収に要する費用を当該債務者から徴収することができる。

(一般農業用施設の譲渡しの対価の支払方法)

第 17 条 旧農用地整備公団法（昭和 49 年法律第 43 号。）附則第 19 条第 1 項に規定する農用地開発公団法（昭和 49 年法律第 43 号。以下「旧開発公団法」という。）第 19 条第 1 項第 4 号の業務で都道府県に譲渡しを行った農業用施設（土地改良施設を除く。以下「一般農業用施設」という。）の対価の支払の方法は、支払期間（据置期間を含む。）を 20 年、据置期間を 3 年、利率を当該事業に要する費用の財源とされる借入金の利率に相当する率とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）とする。ただし、都道府県からの申出があるときは、その全部又は一部につき一時支払の方法とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、同項の対価に森林研究・整備機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合における当該消費税及び地方消費税に相当する額に応ずる対価の部分の支払の方法は、同項の対価のうち当該消費税及び地方消費税に相当する額に応ずる対価の部分以外の部分が同項の規定により森林研究・整備機構に支払われる各年度ごとに、当該年度分に対応する当該消費税及び地方消費税に相当する額を支払わせる方法とする。

(一般農業用施設の譲渡しの対価の延滞金)

第 18 条 森林研究・整備機構は、前条の対価の支払を都道府県が延滞した場合には、災害その他やむを得ない事由による場合を除き、延滞日数に応じ、支払うべき額につき年 14.5 パーセントの割合で延滞金を徴収するものとする。

(農機具等の売渡しの対価の支払方法)

第 19 条 第 17 条の規定は、森林研究・整備機構が旧開発公団法第 19 条第 1 項第 5 号の業務で都道府県に売渡しを行った農機具、家畜その他の物（以下「農機具等」という。）の対価の支払の方法について準用する。

(農機具等の売渡しの対価の延滞金)

第 20 条 第 18 条の規定は、前条の対価の延滞金について準用する。

(業務の特例に係る業務委託の基準)

第 21 条 森林研究・整備機構は、森林研究・整備機構法附則第 8 条第 1 項に掲げる業務について自ら業務を実施するよりも、委託して実施することが効率的かつ効果的な運営に資すると認められる業務については、森林研究・整備機構以外の者にその業務の実施を委託することができる。

2 森林研究・整備機構は、前項に規定する業務のうち、国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成 13 年農林水産省令第 48 号）附則第 6 項第 3 号に掲げる重要な財産に係る調査業務を委託する場合は、指定する者に委託することができる。その指定は、別に定める指定調査業務委託規程を公示し、当該委託業務に関し受託しようとする者の申請により行うものとする。

3 森林研究・整備機構は、前二項の委託をしようとするときは、当該委託業務に関し受託しようとする者とその委託に関する契約を締結するものとする。

4 前項の契約において定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 委託により実施する事業の内容に関する事項
- (2) 委託事業を実施する場所に関する事項
- (3) 委託契約の期間及びその解除に関する事項
- (4) 委託事業の完了報告に関する事項
- (5) 委託費の額並びに支払の時期及び支払の方法に関する事項
- (6) その他必要な事項

(業務の特例に係る契約の方法)

第 22 条 業務の特例に係る契約については、すべて一般競争契約の方法によるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、随意契約に付することができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的から一般競争に付することが適当でないとき又は一般競争に付し得ないとき。
- (2) 災害その他緊急を要するために一般競争に付し得ないとき。
- (3) 予定価格が少額であるとき。
- (4) その他一般競争に付することが不利と認められるとき。

(政府調達に関する協定に係る物品等の契約手続き)

第 23 条 森林研究・整備機構の業務方法書第 73 条の規定は、業務の特例に係る契約について準用する。

附 則

(施行期日)

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

(施行期日)

この業務方法書の変更は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この業務方法書の変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。